

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	ミャンマーにおける法の支配の漸進と日本の協力
Sub Title	Epilogue : □ The cooperation for the incremental promotion of the rule of law between Myanmar and Japan
Author	松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.27 (2013. 10) ,p.105- 117
Abstract	
Notes	特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20131025-0105

特集：ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望

ミャンマーにおける法の支配の漸進と 日本の協力

松 尾 弘

本企画の趣旨
本企画の成果
今後の展望
謝辞

本企画の趣旨

2012年11月28日（水）、午前10時から午後5時半まで、慶應義塾大学三田キャンパス（北館ホール）において、「ミャンマーにおける法・司法制度改革の現状と展望」と題し、講演およびパネル・ディスカッションが行われた¹⁾。

1) 本企画は、慶應義塾大学大学院法務研究科および法学部が主催し、三田法曹会および法務省法務総合研究所が共催、外務省が後援して実施された。その簡単な紹介記事（写真を含む）として、<http://www.keio.ac.jp/ja/news/2012/kr7a4300000b9j7p.html>（2013年7月27日アクセス）がある。

また、本企画の前後に、ウー長官は法務省（2012年11月27日）および外務省（同月29日）を訪問された。その際の会談内容に関しては、それぞれ、http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00172.html（2013年7月27日アクセス）、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/shimba/myanmar_121129.html（2013年7月27日アクセス）を参照されたい。

当日は、午前、清家篤慶應義塾大学長による開会の挨拶を皮切りに、片山直也法務研究科長、酒井邦彦法務省法務総合研究所長からの歓迎の挨拶に続き、トゥン・トゥン・ウー（U Htun Htun Oo）ミャンマー連邦共和国最高裁判所長官の講演が行われた。その後、プログラムを若干変更して昼食を挟み、午後に、鹿内德行三田法曹会長、キン・マウン・ティン（U Khin Maung Tin）ミャンマー連邦共和国駐日大使、新美潤外務省アジア大洋州局参事官による挨拶に続き、トゥー・ジャー（U Tu Jar）カチン州高等裁判所長官、セイン・タン（U Sein Than）最高裁判所事務局長、ティン・ティン・ヌウェ（Daw Thin Thin Nwe）ヤンゴン管区高等裁判所判事が講演した。休憩後、パネル・ディスカッションが行われ、最後に、大石裕法学部長による閉会の挨拶をもって締め括られた。

本企画の主眼は、ミャンマー連邦共和国における法・司法制度改革をその最前線でリードする、トゥン・トゥン・ウー（U Htun Htun Oo）連邦最高裁判所長官をはじめとする司法関係者を招き、ミャンマーにおける基本法・司法制度の現状がどうなっているか、それらの改革がどのような方向に進んでいるか、日本との法分野における協力がどのようにして可能かを探ることにあった。今振り返ってみて、この当初の目的は、ほぼ達成されたのではないかと考えている。以下では、事務局を担当した者として²⁾、本企画を契機とするミャンマーと日本の法分野における協力の今後の発展のために、本企画の成果および実施経緯について、記録にとどめておきたい。

本企画の成果

「汚職を取り除くことは、司法を含むすべての機関にとって大きな挑戦です」。午前中のウー長官の講演における「挑戦」の件中で、この言葉を皮切りに語られた一節は、聴衆の耳目を一斉に引きつけたように思われる。一瞬会場

2) 本企画の準備は、鹿内德行弁護士、関谷巖弁護士、片山直也教授、鈴木正具教授、山本信人教授、太田達也教授、大塚美智子氏（当時法務研究科長秘書）、私が担当した。

が静まり返ったかのように感じたのは、私だけではないであろう。この講演を取材していたテレビ局は、まだパネル・ディスカッションが続いていた午後4時に、この講演内容について全国ニュースで報じた³⁾。

「民主化が進むミャンマーの連邦最高裁判所の長官が都内で講演し、法の支配を確立するためには裁判官の資質を向上させることが欠かせないと訴え、裁判官の育成や法整備に向けた日本の支援に強い期待を示しました。

ミャンマー連邦最高裁判所のトゥン・トゥン・ウー長官は、国内の司法制度の整備を進めるため、日本を訪れていて、28日、都内で講演しました。この中で、トゥン・トゥン・ウー長官は『汚職などの不正行為を防ぐことが司法に課せられた大きな課題だ』と述べ、さらなる民主化に向けて法の支配の確立を急ぎたいと強調しました。そのうえで、司法に対する国民の信頼を得るには、裁判官の資質を向上させることが欠かせないと訴え、来年度から日本の法務省などが中心となって、裁判官の育成や、民法などの法整備の支援が始まることに強い期待を示しました。

一方、議会の4分の1の議席を軍人に割り当てるなど軍に有利な規定が盛り込まれている憲法については『すべての国民に平等、自由、正義に関する権利を保障している』と述べるにとどまり、最大野党を率いるアウン・サン・スー・チー氏などが求めている憲法改正の是非については踏み込んだ発言はしませんでした。』

事の重要性を瞬時に捉えた取材者の敏感さを感じ入ると同時に、この報道の前半部分にも示唆されているように、ウー長官の発言はミャンマーの司法制度の現状への否定的で客観的な記述であると捉えられるにはとどまっていない。むしろ、強い意思をもって現状に対処しようとする一国の司法府の長の並々ならぬ熱意と真剣さにおいて肯定的に、さらには感動的にすら捉えられていた感

3) NHK総合ニュース「ミャンマー最高裁長官“裁判官育成で支援を”」（2012年11月28日16:00～）。

のある会場の雰囲気や、記しておきたいと思う。それは1つには、ウー長官の素朴で率直な人となり、時間をかけることを厭わずに訥々と語りかける姿勢を目の当たりにしたゆえであるかもしれない。しかし、より本質的なのは、「法の支配」の定着という時間のかかる厄介な課題に真正面から真剣に取り組もうとするミャンマーの人々の生真面目さと、日本人の「法の支配」に対する漠然とした姿勢とを比較したときに感じ取られる、一種の敬意ゆえであるように思えてならない。

これはけっして私の独りよがりとはいえないようである。当日、会場におられたベテラン記者が後日記したコメントは、「長官が熱をこめて語り、印象にのこった言葉がふたつある」とし、「裁判所における汚職の撲滅や不正行為の撲滅」と「法の支配の確立……権力の分立、抑制、均衡」を挙げたうえで、後者について議員定数不均衡が放置されている日本の状況と対比すべきことに言及している⁴⁾。何とも鋭い指摘である。こうした反応が得られたことこそが、本企画を実施した最大の成果であると考えている。

核心問題は、ミャンマーの人々が「法の支配」をけっしてお題目とは捉えていない、という点にある。実はこの印象めいた仮説は、私が長らく抱いてきたものである。今から8年以上前、2004年12月21日、ヤンゴン大学のコンファランス・ルームで、国際協力機構（JICA）とヤンゴン大学法学部が「法と開発セミナー」（Seminar on Law and Development）を共催し、法の支配と経済発展、ミャンマー法体系の発展と法の支配、知的財産権と法の支配、開発の国際法、国立公園管理と保護区の発展、子どもの権利条約における子の最善の利益とミャンマー慣習法など、様々な分野における法の支配のあり方について、率直かつ真剣な意見交換をした⁵⁾。そこにはミャンマーの著名な法学者、若手の法学者、法実務家、元外交官らが続々と集まり、ミャンマー慣習法の歴史的発展を踏まえた法の支配の受容の可能性や方法に議論が集中した。ミャンマーに

4) 渡辺雅昭「窓 論説委員室から 法の支配とミャンマー」（朝日新聞（夕刊）2012年12月15日2面）。

はかくも人材が豊富なものかと感動したことを覚えている。

その後、ミャンマーでは、2007年8月の政府による燃料費値上げに対する僧侶、市民による反政府デモの拡大により、9月末には治安部隊が武力行使によって事態の収拾を図り、法の支配は遠退いたかに見えた。それに巻き込まれた日本人ジャーナリストが落命したことは、記憶に新しい。しかし、同年10月、首相に就任した軍出身のテイン・セイン (U Thein Sein) 氏の政権は、民主化に向けた7段階のロード・マップを提示し、統治改革を進めた。2008年5月10日には新憲法案に対する国民投票を実施し (5月3日の台風で打撃を受けた地域では5月24日に実施)、新憲法案の内容や信任方法に対する批判を受けつつも、5月29日、ミャンマー政府はそれが国民の信任を得たと宣言し⁶⁾、これをもってミャンマー連邦共和国憲法 (2008年憲法) が公布された⁷⁾。この2008年憲法に基づき、2010年の総選挙の実施に向けて民主化への次の一歩が進められ⁸⁾、2010年11月17日、複数政党制による総選挙が実施された。その結果、第1党は軍事政権が総選挙のために設立した連邦団結発展党 (Union Solidarity and Development Party: USDP) で、連邦議会では国民代表院 (下院に当たる) 440議席中259議席 (79.6%)、民族代表院 (上院に当たる) 224議席中129議席 (76.7%)、地方議会では661議席中495議席 (74.8%) を獲得した。これは、連邦議会と地方議会を合わせた1,154議席中883議席 (76.5%) に当たる。第2党は

5) この企画は、タン・ヌウェ (Daw Than Nwe) ヤンゴン大学法学部長、ニョー・ニョー・ティン (Daw Nyo Nyo Thinn) 前ヤンゴン大学法学部講師、佐々木隆宏JICAミャンマー事務所長 (いずれも当時) らの協力で立案、実施された。日本からは、鈴木正貢弁護士 (東京青山・青木法律事務所/ペーカー&マッケンジー)、荒木一郎教授 (横浜国立大学)、コン・テイリー助教授 (名古屋大学)、および私が参加した。

6) 2008年5月29日、政府は新憲法が92.48%の支持を得て採用されたと発表した。

7) その邦語訳として、工藤年博編『ミャンマー軍事政権の行方』(アジア経済研究所調査研究報告書2010年) 補足資料1-112頁がある。

8) Hiroshi Matsuo and Nyo Nyo Thinn, "From Crisis to Opportunity: Prospect for Legal Cooperation in Myanmar," *Keio Law Review*, Vol. 13 (慶應法学13号), 2009, pp. 275-297. これはロード・マップの7段階中の4段階目に当たる (ibid., p. 278, note 10).

親軍政の国民統一党（National Unity Party: NUP）で、連邦議会・地方議会を合わせて65議席（5.5%）、第3党は反軍政の少数民族政党であるシャン民族民主党（Shan Nationalities Democratic Party: SNDP）57議席（同4.9%）、第4党は同じくラカイン民族発展党（Rakhine Nationalities Development Party: RNDP）で35議席（同3.0%）を獲得した。一方、民主化指導者アウン・サン・スー・チー氏が率いる国民民主連盟（National League for Democracy: NLD）は、2008年憲法の内容が民主的とはいえないこと、選挙法がスー・チー氏を総選挙から排除するものであること等を理由に、総選挙をボイコットしたが、NLDから分派した国民民主勢力（National Democratic Force: NDF）は162人が立候補し、16議席（同1.4%）を獲得した⁹⁾。その後、2011年2月4日、テイン・セインが大統領に選出され、3月30日に就任後、新政府が発足し、経済改革、国民和解、民主化を進めてきている。さらに、2013年4月に行われた補欠選挙では、NLDが45議席中43議席（同6%）を獲得して勝利した。

このような経緯と現状をどうみるべきかは、(a)民主主義（democracy）をつねに現時点で、ないしはその時々において評価すべきか、あるいは(b)民主化（democratization）ないしは民主主義の促進（democracy promotion）として動態的な方向性に照らして評価すべきかにより、結論が変わってくるであろう。本企画の参加者もまた、こうした異なる視点からウー長官はじめ、4人の招待者の講演を聴いておられたことであろう。本企画は、もとよりその論争に対する結論を出すことを目的とするものではない。その前に、ミャンマーの講演者がいずれも、ミャンマー法の歴史的発展に照らして、ミャンマー司法のあり方を率直に語っていることに注目すべきである。そのような基本姿勢は、やはりトゥン・トゥン・ウー長官の以下の発言に象徴されているといえよう。

「ミャンマーの一部のマスコミで好んで取り上げられる話題として、司法は民主化の潮流に乗っていないというものがあります。司法は民主的価値と合致す

9) 大友有「総選挙の結果とミャンマー情勢」外国の立法246-1号（2011）。

ようになるために、その機能を発揮するに際し、『法の支配』を中核に据えたアプローチを優先的にとるべきであるということです。

私どもは、国内の法的枠組みの限界の範囲内で、公正で衡平な審理を通じて、人々の権利を保護することが、司法の最も重要な義務であると認めています。人々が裁判所の前で権利の保護と苦情に対する救済を求めるための手段となりうる明確な法が存在しなければなりません。裁判所が、人々の権利を保護し、その苦情を内容に見合った形で取り除くために、迅速で、実効的で、かつ公正な対処を実施するならば、司法は公衆の信頼を維持することができるでしょう。」(傍点は引用者による)

法の支配のコンセプトを具体化するためには、その要となる司法が、権力の分立、抑制と均衡の原理を含む既存の憲法に立脚した現実の法システムの維持者として固有の役割を自覚し、その機能を現実に果たし続け、そのことによって市民の信頼を得る以外に道はないように思われる。それはおそらく相当に長い時間を要する漸進的なプロセスになると覚悟すべきであろう。そうでなければ、法の支配は完結しないし、持続可能なものとはならない。トゥン・トゥン・ウー長官が2008年憲法に対する批判を自覚しつつ、なおもミャンマーにおける法の支配の構築のあり方として、「国内の法的枠組みの範囲内で、公正かつ衡平な審理を通じて、人々の権利を保護すること」が「司法の最も重要な義務である」という確固たる姿勢を示したこと(前記引用の傍点部分)は、法の支配の本質を衝いたものであると評価すべきである。このことは、その講演の結語でも繰り返されている。

「今日では、国家体制の基本状況が変化しつつある中で、司法の第一次的義務は、社会秩序を平和的かつ平穏なものとして維持すること、すべての人々が正義、自由および平等を確保できるようにすること、および法の支配を保持することになってきております。この職務を遂行するためには、司法は合理的に、かつ憲法構造の枠内で、行政および立法と協働しなければなりません。これら

3つの国家機関の間における建設的かつバランスのとれた関係が、憲法および法の支配の実効的な維持にとって本質的なものである……。」（傍点は引用者による）

トゥン・トゥン・ウー長官が率いるミャンマー司法は、おそらく相当に時間はかかるに違いないが、法の支配の構築に向けた司法の安定的かつ慎重な路線を歩み始めたといえることができるであろう。たしかに、批判派がいうように、それは唯一の道ではないかもしれない。とりわけ、憲法秩序そのものが崩壊し、それを再構築しなければならないという法秩序の極限状況の下では、例えば、現在のネパールにみられるように、最高裁長官が制憲議会の議員選挙のための選挙管理内閣の首相を務めたり、昨今のエジプトにみられたように、最高裁長官が暫定的に大統領の職を務めたりする例もみられる。しかし、それらは他にとりうる手段のない限界状況下での苦肉の選択であり、それらが容易に法秩序の再構築と法の支配の定着へと順調に進むという保証はない。とはいえ、法の支配の構築方法は1つではなく、各国の歴史と現状に照らして異なるアプローチがありうるというべきであろう。また、いったん憲法秩序が確立された後にも、国家権力間の抑制と均衡を厳格に考慮する慎重な司法の形態もあれば、司法が立法や行政に果敢に改革提案を突き付ける、闘う司法の形態もある。そうした中で、ミャンマーは様々なタイプの法の支配を念頭に置きながら、徐々にいわばその王道に近いルートを模索し始めているように思われる。いずれにせよ、将来、司法への他の国家機関の介入の危険を払い除け、司法の独立を実際に達成するためには、何より裁判所が一般大衆の信頼と尊敬を獲得することが不可欠である。

そうした姿勢は、法の支配の構築に対する消極的なものとはけっしていえない。むしろ、法の支配の確立をきわめて現実的なものとして捉えていることの証左とみるべきであろう。そのことは、「賄賂や汚職に対する措置は、現実の諸原因〔への対処〕とともにとられなければなりません。……」というトゥン・トゥン・ウー長官の認識にも表れている。さらには、ティン・ティン・ヌ

ウェ判事が講演の最後に語っている、ミャンマー法秩序における慣習法および判例法の法源性の承認にも、法の支配の確立をミャンマー法の歴史的発展のプロセスの一環に組み込む形で、きわめて現実主義的に、かつ真剣に取り組もうと挑戦している姿勢が看取される。

私は、いやしくも法の支配が構築できるとすれば、それはその国の法発展の歴史と結びついたものでしかなく、それを離れた抽象的な法の支配というものはありえない、と考えている¹⁰⁾。したがって、およそ存在しうる法の支配とは、各国の慣習法と結合され、その第一次的な名宛人である市民の法意識に適合し、市民によって支持され、承認された法の支配にほかならない。だからこそ、それは法の支配の第二次的な名宛人である政府をも拘束しうるものとなるのである。

こうしてみると、ミャンマーにおける法の支配の構築に協力的に関わることにより、日本は多くのことを学ぶことができるに違いない。望むべきは、今なお法の支配の発展途上にある日本の語りうる経験が、ミャンマーにおける法の支配の構築努力に活用されることである。本企画は、もとより何らかの特定の結論を導き出したり、予め用意された仮説の妥当性を検証しようとしたりするものではない。にもかかわらず、しいて本企画に結論があるとすれば、それは両国における法の支配の漸次的な確立に向けた息の長い相互協力には、可視的および不可視的な多くの成果と副産物があるに違いないということである。はたして、法の支配のミャンマー・バージョンと日本バージョンは今後どのように発展してゆくであろうか。

今後の展望

日本・ミャンマー首脳会談（2012年4月）では、ミャンマーに対する経済協

10) Hiroshi Matsuo, "Let the Rule of Law be Flexible to Attain Good Governance," in: Per Bergling, Jenny Ederlöf and Veronica L. Taylor (eds.), *Rule of Law Promotion: Global Perspectives, Local Applications*, Iustus, Uppsala, 2009, pp. 41-56.

方方針が根本的に見直され、①国民の生活向上支援、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備支援、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備支援を3本柱とし、これらを中心に幅広い支援を行うことが合意された。このうちの②に位置づけられる法整備支援を具体化するために、JICAはミャンマー法務総裁府との共催により、公開会社の法制度および企業統治の改革（2012年8月21日・22日、ネピドー）、国有企業の民営化に関する法的事項（2012年12月21日・22日、ネピドー）、商事仲裁（2013年4月2日・3日、ネピドー）をテーマとする現地セミナーを開催している¹¹⁾。

今後は、円借款の再開も念頭に、金融制度、外国投資法、経済特区法、最低賃金法、倒産法、鉱業法等々、法整備支援の対象法分野が拡大してゆくことも予想される。

そうした中で、ミャンマーにとって長期的にみて、真の意味で有用な法・司法制度改革は何か、その順序やプロセスはどうあるべきかを率直に提示し、意見交換を進めてゆくことが、日本にとっても本当の利益となり、両国間の法の支配の増進に向けた相互協力を実り多いものとするに違いない。

今回の講演およびパネル・ディスカッションを通じ、ミャンマーの法・司法制度には様々な特色があることが浮かび上がってきた。裁判所の構造、民事事件における消滅時効の意義、金銭債務の執行方法としての債務者の拘留などは、その一例である。そうした特色の背景、存在意義、改革の余地や方向性について理解を深めてゆくことが、今後の相互協力の大前提となる。両国間には各々の法・司法制度の発展経緯と現状について、互いに知るべきことが沢山ある。本企画が、その手がかりを得るための礎になることを願うものである。

11) http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20120903_01.html, http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/20121228_01.html, http://www.jica.go.jp/topics/news/2013/20130412_01.html（2013年7月27日アクセス）。

謝辞

まず、講演のテーマおよび内容について、日本側からのリクエストに文字どおり正面から向き合い、率直に語ってくださったトゥン・トゥン・ウー (U Htun Htun Oo) 長官、トゥー・ジャー (U Tu Jar) 判事、セイン・タン (U Sein Than) 判事、ティン・ティン・ヌウェ (Daw Thin Thin Nwe) 判事、そして、今回講演はされなかったが、講演原稿の取りまとめや通訳、理解が困難な箇所の説明に献身してくださったトー・ダー・セイン (Daw Thaw Dar Sein) 氏¹²⁾ に、改めて感謝を申し上げたい。とりわけ、午前中の予定が延びた関係で、トゥー・ジャー判事、セイン・タン判事、ティン・ティン・ヌウェ判事には報告時間の短縮をお願いする結果となった。これに対し、昼食時間をほとんど削って真摯に対応してくださったお三方にお礼申し上げる次第である。この点を補うべく、本特集では、講演者全員のフル原稿を翻訳した。

また、パネリストとしての参加をご快諾され、回答がけっして容易とはいえない司会者の質問に対し、それぞれのお立場から真摯に、かつ率直にお答えくださった、堀籠幸男元最高裁判事、野口元郎検事、矢吹公敏弁護士、鹿内德行弁護士、山本信人教授に、深くお礼申し上げる次第である。

本企画の具体的な準備は、2012年9月から本格化したが、同年4月20日にミャンマーの国家元首として28年ぶりに来日したティン・セイン大統領の訪問に続く三権の長の訪日として、数多くの関係者の協力によって実現した。とりわけ、ウー長官の親しい友人であるキン・マウン・ティン (U Khin Maung Tin) ミャンマー駐日大使の親切なご配慮に感謝したい。また、ミャンマー大使館のティン・タイ (U Thein Htaik) 氏、キン・マー・ティー (Daw Khin Mar Ti) 氏は煩雑な手続の処理に力を貸してくださった。

何より、日本とミャンマーの橋渡し役として、両国間の法整備支援の最前線

12) 連邦最高裁判所研究部副部長 (Deputy Director, Research Department, Supreme Court of the Union)。

に立つ法務省法務総合研究所国際協力部の國井弘樹教官、松本剛教官、安原徳光統括国際協力専門官、菅原奈津子国際協力専門官（役職は当時。以下同じ）の全面的かつ精緻なご支援がなければ、本企画は実現しなかったといっぴよい。何度も合同の打合せ会にご足労いただいたことに加え、有用な情報や豊富なノウハウの提供をいただいたことに、深甚の謝意を表する次第である。

そもそも本企画は、ウー長官の知己であり、ミャンマーと日本の橋渡し役として、本企画のきっかけをつくられた弁護士で写真家でもある関谷巖先生、その友人で、長くミャンマーとの交流を続けてこられた弁護士の（故）堀口磊蔵先生の《最初の思い》が、様々な経緯を経て実現することになったことを明らかにしておきたい。また、その過程でミャンマーと日本の間を往来し、種々の便宜を図ってくださった我妻豊氏（特定非営利活動法人アジアケシ転作支援機構理事長）のご助力も忘れることができない。

当日の講演およびパネル・ディスカッションでは、島岡みぐさ氏（株式会社イディオリンク）、原田正美氏（大阪大学外国語学部講師）、チー・チャン・ニェイン（U Kyi Chan Nyein）ミャンマー上級弁護士資格者・西村あさひ法律事務所フォーリン・アトニーが、ミャンマー語と日本語の間の容易ならぬ通訳に、忍耐強く尽力してくださった。法律分野における両国間の意思疎通を円滑にするための言語の問題の重要性と難しさを身に染みて感じた1日でもあった。

一方、学内での受入れ、警備等に関し、石黒敦子氏（慶應義塾広報室長）、久保朋子氏（慶應義塾広報室）、宮崎俊輔氏（慶應義塾管財部）にご高配をいただいた。また、ミャンマー側の強い希望であったメディア見学に対し、木下和彦氏（慶應義塾大学三田メディアセンター・パブリックサービス担当課長）、遠藤久美子氏（同主務）に懇切丁寧な準備とご案内をいただいた。記して謝意を表する次第である。

また、司会と講演原稿の翻訳を分担してくださった太田達也教授には、多くのご負担をお掛けしたことのお詫びとお礼を申し上げたい。

最後に、しかし最大の功労者として、約3か月に及ぶ準備期間の間に何度も

会議を開き、企画の実施の労をとってくださった渡井理佳子教授、磯部哲教授、そして、学生スタッフの力強い協力には、記して謝意を表したい。とりわけ、ポスターの作成、名札の準備、当日の会場設営、受付、案内、後片付けに至るまで、渡井教授のご指導の下、献身的に活躍してくれたスタッフ、慶應義塾大学大学院法学研究科院生の杉田彩子君、松邑翔太君、法学部生（当時）の杉山大介君、仙頭千寿子君、程ゆき君、藤沼純君、住谷恭平君、布留谷望君、渡部友里君、山内志穂君、山川修平君、猪鼻亮佑君、戸田恵実君、塩川円香君、長谷川絢子君、岩崎臣恭君、根岸佑樹君に、心から感謝したい。